○地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)(抄)

第三章 業務運営

第二節 中期目標等

(中期目標)

- 第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき 業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政 法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様と する。
- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、<u>評価</u> 委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。